

## 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を 求める意見書

近年の少子高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、各現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況である。さらに、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割はますます重要なものとなってきており、その処遇の改善が求められているところである。令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%（月額9,000円）程度引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定が行われ、所要の措置が講じられることになっている。そこで地域の介護サービスを持続可能なものとするために、介護職員の処遇改善に当たっては、今回の臨時の報酬改定及び原則3年ごとに行う公的価格の改定において、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、次の事項について、政府に対し特段の配慮を求める。

1. 令和4年10月以降に実施される臨時の報酬改定において新設される「新たな加算」については、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の二つの加算の一本化を検討するなど、事務手続の一層の簡素化に努めること。
2. 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金のより弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
3. 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースとして事業所ごとの介護報

酬総額を算定する方式に変更するなど、職員の賃金改善を担保しながら介護報酬申請の手続を簡素化し、人材確保について事業者の裁量権を拡大するための制度のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣